

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷十二第

行發日一月六年四十四正大

論叢

米價と關稅との關係に就て……………法學博士 河田 嗣郎
 勞働者所得に對する特別課稅……………法學博士 神戶 正雄
 天保以後の西陣……………經濟學博士 本庄榮治郎

說苑

運賃延戻制……………法學士 小島昌太郎
 獨逸古典學派の勞賃論……………法學士 山口正太郎
 マルクスの絶對地代に就て……………經濟學士 八木芳之助
 アダム・スミスに於ける勞働價值法則の妥當性に就て……………經濟學士 森 耕二郎

雜錄

資本主義經濟組織の下に於ける商業の一機能に就て……………經濟學士 谷口 吉彦
 統計拾穗抄……………法學博士 財部 靜治

法令

衆議院議員選舉法摘要・貴族院令ノ改正・治安維持法・關東州ニ行ハルル命令ニ依ル日本船舶ニ關スル件・船舶無線電話施設法・漁業財團抵當法・倫敦協定ニ依リ實施セララルコトニ決定シタル專門家計畫(所謂トーズ案概要)

附錄

本誌第二十卷總目錄

天保以後の西陣

本庄榮治郎

私は本誌第十九卷五號に於て天保時代の西陣を説いた。茲にはそれに引きつゞいて天保改革以後の西陣について重要な二三の事件を説いて見たいと思ふ。這間の史料は甚だ乏しく、ある事件の顛末を明確にし得ざるものもあるが、そは他日新史料を得て之を補ふの外はないと思ふ。

—

天保の改革によつて西陣は大打撃を受け、僅かに木綿織の製織に轉ずることによつて、その生業を維持するの有様であつた。羽倉簡堂の「西上録」には「沿加茂支流而南、觀西陣織戶、先是日織絢紗千端、客歲杜奢令下、日織不過二十端」(天保十四年六月二十一日の條)とあり、必ずしも的確なる記述にあらざるも、その不振の甚しかりしことは之を察するに難くはない。また「西陣天狗筆記」にも「移り替るは世中と云へど、京都第一名産の紋織絹三百年來仕來し糸職も、天保十四年の頃より二三年ケ間は木綿織となりて紋織開ひやく此方の衰微となり、其上木綿かせ糸の高直となりしも木綿我朝に渡りしより此方の高直也。夫にひきかへ上州桐生、美濃岐阜、江州長濱、越前邊其外わた

1) 簡堂叢書第一卷

の田舎に近年織出す絹は矢張天保のすへにても不相替絹織賣通したり』とあつて、他國機業の景況を説ける點は兎に角として、西陣が天保改革のために非常なる影響を受けたことは明かであらう。嘉永四年に仲間再興のことが令せられたが、而もそれによつて機業の振興を見るには至らなかつた。嘉永五年の高機八組の「日記」によれば、機業戸數の如きも、天保改革前の八組合計二千二百十九戸に對して、嘉永五年には千五十六軒、内百七十一軒休職、差引八百八十五軒といふ數字を示して居り、同日記の三月朔日の條には

『御改革前丑年(天保十二年)正月 文化文政之見合に而は景氣八歩

同 以後卯年(天保十四年)正月 三歩

嘉永五子年正月、二月 六歩』

とあり、また五月十五日の條には當時の西機に屬する織屋の製品賣行の狀況を各品目について示して居るが、大部分のものは不景氣なる旨が記載しあること等から考ふれば、多少景氣を回復したる如くであるが、到底改革前の状態に達し居らざることば明かである。降つて安政年間には米價と絲價との高直のために職工離散せんとする有様を呈し、官米一千石の貸下を乞ふて之れが救濟に當る有様であつた。又安政慶應に亘つて絹賣捌所の計畫ありしことは、之れによつて不況を挽回せんとする一策として考へられたことであらうが、遂に曩日の盛況を再現することなくして

維新の新時代に入りしものである。

二

天保の改革によつて株仲間が解散せられ、其後新規の織屋を生ずるに至つたことは上述せる處によつて明かであるが、之れがために機業家間における従來の統制が破壊せられたのみならず、機業家の風儀亂れ粗製濫造のことも行はれたやうである。嘉永二年十二月の御寮織物司及び高機元八組行事共の陳情書に曰く『西陣織物之義者御當地第一之名産に而御座候處、近年織職之者其は不及申、糸道に携候者共追々困窮におよび、往古よりの風儀を取崩し、手拔し織物を仕出し素人を相惑し候族も御座候により、古來之風儀相守居候織屋共之響に相成、其上右様に成行候而者、往々御召御用之織物を始、御太切之御品にも姦成工夫を以手拔仕出可申哉も難斗、殊に御改正後相始め候織屋等何之辨も無之、不實之工夫等相習ひ當地名産之名失ひ候様可相成哉と歎か敷奉存候。且又御用之御品者不及申上、諸家様方御吉例之御官服御太切之紋模様之差別も御座候處、近來紛敷紋模様柄之織物等他國より差登し候儀追々相増候様に相成、右は全く御當地に而凌兼候織屋又は主家わ及不埒候奉公人等離散仕、先々に而相稼候より右様に相成來候義に而、何分紛敷紋模様等上下之差別無御座候様に而は御改革之御趣意にも相振奉恐入候』と。他國で西陣類似の織物が製出されて、それが西陣へ送られ、又は職工が他國に流轉して西陣の技術を傳へ、西

1) 西陣天狗筆記

陣機業家の頭痛の種となつたことは、既に寛保四年(西曆一七四四年)桐生の絹織物差止めを請願せし以來のことであるが、幕末に及んで、尙これに惱みし次第であつて、右の陳情書を通讀するときは、幕末における西陣の衰頹が如實に物語られて居る如き感がある。

機業家職工徒弟等の取締については、従來は株仲間の制度によつて、兎に角行はれて居たものが、今や株仲間制度が解かれて新規の織屋があらはれ、之れが取締は頗る困難であつた。右の陳情書に曰く、『當時織屋共風儀不宜候得は、正路に渡世仕候様取締不申候ては、此上は惣崩れにも相成候に付、高機織物之筋に而惣代兩人つゝ相立取締仕、右織屋共名前帳面御役所々差上置、新規之織屋始候者共は右帳面に認め入候様に仕、前書主家々及不埒候奉公人共有之候は、先々々引合候而其次第により引戻しの儀等、惣代之者より願出候様に仕度奉願上候。左候は、自然と廉恥之風に押移り、織物之筋正路に立戻り、過格之利潤貪り候儀等無之様成行可申候哉と奉存候』と。株仲間再興の必要を暗に示せるものではあるまいか。

三

株仲間廢止の結果は、豫期に反して物價下直とならず、却て従來の商業組織を紊り、不融通となつた。そこで嘉永四年に當時現在の姿を以て問屋仲間の再興を認むることとなりしものであるが、西陣に於ても同様であり、従來の織屋は各々舊所屬の組へ加はりしものであるが、天保改革

2) 拙著、經濟史研究 517頁以下

以後新規に開業したものについては如何なる處置を採つたであらうか。

「日記」の嘉永五年二月朔日調によると、天保改革以後新規に高機織職始めし者は四百五十六軒に達した。それに就いて『新規織屋彼是多分有之、右等之者共仲間間に加入之義相頼候は、差加へ間敷義者決而申間敷候』との諭達も見えて居るが、高機八組では此等の新規開業者を調査し相互示談の上、(イ)人體差支なきものは新規加入を許し、(ロ)爾後廢業する旨を申出でた者は廢業せしめ、(ハ)主人より家號廢廉等を貰受け古より機業を營める者にて、一時休業し、其後再び開業したる際、自分勝手の家號を附けたものは、古來よりの渡世にても家號異りをる故、新規渡世と見做し、且其家號にては元主人に差支ふるを以て渡世を許さず、家號を改むるときは加入せしむることとし、(ニ)新規織屋の中には高機と他の織屋とを兼ねたる者もあり、其等につき爾後高機を廢する旨を述べたる者は高機組合に加入せしめず、(ホ)新規及び古來よりの織屋にても、西陣の地域外にて渡世せるものあり、此等の所謂場所違にて織職を營める者は西陣へ引越すことを條件として加入を許すこととした。²⁾この場所違の點については、六年の十二月十日に『西陣外に罷在候高機織職の者は、是又六ヶ月を限り西陣内に引越可申』との令も出て居る。³⁾

而して新規加入者が仲間定法を守るべきことは勿論であるが、「日記」に『元仲間定法相守、古借財割銀之義も對談相調候に付一札差入、右に而事仕候に付、双方互に申分無御座』云々の文

1) 日記、五年一月十二日の條
2) 日記、五月二日の午恐口上書
3) 造醬油慶仲ケ間下附帳

言が記載されてゐる所から見れば、⁴⁾物質的にも舊來の仲間員と同様の義務を負担したものに、如くに考へられる。

以上は高機八組について述べた處であるが、それ以外の仲間も各々從來の定法や名前帳を上つて再興を許されたものである。

かくて株仲間には再興せられたのであるが、仲買機業家中その定法を守らざるものあり、職工徒弟などの惡習も尙依然として存せしもの、如くである。縮ミ縮緬織屋仲間の「名前帳」の前書には安政四年四月の乍恐口上書を載せてゐるが、それによると、『私共縮ミ縮緬織屋仲間之儀、先般如以前御再興被成下、御蔭を以仲ケ間取締渡世相續仕哀加至極難有仕合に奉存候。然處私共仲ケ間弟子奉公人共不奉公仕、親請人方ね引込候義并賃仕事に差遣候品々其先々に而代呂物取込不取戻義共有之、且又絹中買共に而縮緬賣代銀爲相滞候もの、同仲ケ間にて申合定法等之義不相守もの、仲ケ間外にて同職差妨候者共多分有之』云々とおつて、仲間制度再興の後と雖、十分なる取締の効果を擧ぐるに至らざりしが如くである。

四

西陣に於ては天災事變により又は不景氣の爲めに徹力なる織屋并に職工徒弟等が非常なる窮地に陥り、之れに對して救濟策の行はれたことは古來少くはないが、天保以後に於てもその例を見

4) 日記、七月四日の條

る。「今日抄」には嘉永三年八月、西國及畿内飢饉、京都奉行より貧窮者を賑はし、西陣の毎戸に米三升と錢三百文を與へたことが見えてゐるが、前掲の「日記」にも『嘉永三戌年八月朔日より伊佐町町家に而粥施行、高機八組を朔日二日三日二千人を遣し候處、追々施主進め申候に付、尤日々相詰め世話致候』云々²⁾とあつて、小機業家や職工徒弟等が救濟を受けたもの、如くに考へられる。

降つて安政七年(萬延元年)にも亦例がある。當時米價高直の上、糸直段格別高直となりしことが其原因であり、六年十二月五日の町觸では有志者に救恤方を勸奨してゐるが、織屋の方では先づ仲買へ融通救濟の交渉をなしたが、纏まらず、遂に東町奉行に官米六千石拜借之義を願ひ出でたのであるが、七年三月特別を以て圍米の内現米一千石の貸與を許された。

從來織屋と仲買との取引には『仕掛ケ金』と稱するものがあつた。之は『前々より金買の向には無御座、往古より銀買の向は金壹兩に付五分宛仕掛ケ有之、右者金相場日々高下有之候儀に付、右高下之見込を以、仲買より外々への取引逆も仕懸ケ金請取候儀にて、右は互の義にて、仲買の利徳に相成候儀にては無御座候』とあつて、金銀比價の關係から生じたものと考へられるが、織屋は始めこの五分仕掛ケ金を以て返済金に充てんとしたのであるが、之は仲買の利得となるわけではないとの理由で仲買の應ずる處とならず、結局互讓して『金買銀買に不拘、都て絹仲買手元

1) 日本米食史807頁所引
2) 九月廿一日の條
3) 堂島舊記305頁
4) 古老談

口錢之内より拂高金一兩に付二分五厘宛積立仕、尙又織屋にも絹代金之内同様金一兩に付二分五厘宛引下げ都合五分宛仲買手元にて積立置⁵⁾くことゝし、互に口錢の内から積立返済することゝした。而して『御救米千石御貸下被成下此代銀五拾六貫三拾一匁、翌酉年より半季毎に銀五貫六百三匁壹分宛上納被仰付難有奉存候。依之織屋仲買双方より當七月迄三ケ度に拾六貫八百九匁三分上納仕、殘七ケ度分三拾九貫二百廿一匁七分』殘れる勘定であるが、其後物價騰貴織屋困窮のため、返済方法を變更し、從來織屋仲買、共に二分五厘宛負擔せしものを、仲買より全部出すことゝなり、是迄通り半季毎に定額を上納し、數年にして皆済したわけであるが、古老の談によれば、全部上納後多少の殘餘金があり、それを餅米二十五石に代へて其冬上立賣徳圓寺にて織職難儀の者へ施行したといふことである。

五

西陣の織屋は一方仲買と所謂値入取引をなし、當初代價を確定することなく、兎も角も仲買に預けて幾分か融通を受け、それによつて糸屋へ糸代金を支拂ふものであつて、仲買と糸屋との双方から資金融通を受けて居る形である。然し不景氣の場合には仲買から十分なる融通を受くることを得ざるため、糸屋へも十分なる支拂をなす能はず、兩者から攻められて困窮に及ぶことも珍らしくはない。安政四年七月の「仕法方口上書」には這間の消息が明かに示されて居る。曰く、

5) 安政七年三月十二日の文書

6) 文久二年十一月の文書

『西陣諸絹織物之儀近年來兎角不捌にて中買方も註文外之品日々織屋共より多分持込候故夫々賣捌き出來候迄持圍ひ居候中之利合等を見積り、絹直段下直ならでは買取吳不申、尤織屋共義も日々織立候絹相當の直段に賣捌仕候迄手元に持貯へ居候而者、糸屋方々毎月定日之入金にも差支、跡仕込も出來不申候付、乍不引合も無據中買直入通りを以、投げ賣仕候故、追々絹直段下落仕候付、自然と糸屋方々も定日入金は不及申、仕切勘定難相立、迷惑相懸け候様成行候付、或者高歩之金子等借り受、當座之難澁相凌ぎ候得共、終には却て右等之借財方に差迫候而、居所退轉仕候者不少、右ニ付身元相應之織屋共義も下落直段之見競へに落入、同様難義罷在候義に而』云々。

仲問解散のため取引方法も『猥りに相成候處、先般仲々間御再興被仰付候に付ては古來爲御取替之通商法無相違相互に實意を以て正路に取引可仕候』との一札もあり、¹⁾前述の「日記」にも織屋から仲買に對し取引の正路に行はれんことを申入れたる旨が見わて居るが、²⁾不景氣の當時とて取引は圓滑に行はれなかつたものゝ如くである。前述の「仕法方口上書」では『以前は糸屋方へも二季仕切之砌、絹直段下落の節は追而相當の直段に相成候迄、糸屋方々絹預り吳候に付、自ら賣損も相立不申、中買方も跡々織立候絹買入之便利として節季毎に金子前貸もいたし吳候ニ付、右を以糸屋方々仕切勘定仕候故糸直段等も成丈ヶ下直に賣渡吳候義に御座候處、近年は前書の通り諸絹不捌之趣にて近々直段引ヶ候に付、己前之通り糸屋々絹預り吳不申、旁以尙更仕切勘定延々に

1) 安政二年八月の文書
2) 嘉永五年閏二月二日及び同七月四日の條

相成、不義理仕候故、跡々買入方も難成道理に而、中買方も前貸は不及申、直組方に應し内金よりは貸渡し吳不申候上、矢張二季勘定之節、直引相立候に付段々織屋手元不引合に付、此上は休職可仕より外も無之』さりとて西陣は他の機業地の如く農家の副業として機業を營める者にあらず、從て休職しては、職工其他にも大なる影響を與ふるわけであるから、何とか新取引方法を案出してこの窮況を脱せなければならぬ。そこで織屋の中の有力者が相談したる結果『絹預り所』を設くるの案を立てた。即ち曰く『日日織屋共方に而織立候絹、中買方々持込相當之直段に賣捌出來候分は格別、其餘不引合之絹を毎月五日十日十五日二十日二十五日晦日右日限に織屋共寄所に持參爲致、其組に而重も立候もの立會、絹品を見改、正路之直段を相立、六ヶ月と相限、代銀二割下ケにて一と手に預り遣し、相當之直段に相成候節賣捌候様仕候は、賣損も相立不申、然る時は自然に中買方にも正路の直組を以、買取吳候様相成、暫時之間に己前之姿に取付き候義、眼前の儀、西陣一同之潤助は勿論、糸屋方々之不勘定も不相立、小前末々下職のもの共迄の渡世筋使利に相成候義に在之。然る處西陣織屋共之内重も立候者、手元にては右日限絹預り之節に出銀方手便無之に付、今般御銀方之義御頼申上、右日限之節に寄所に御出張被下、右絹引當として御預り被下置御出銀被下候は、限月中には賣捌元利御勘定仕候共、又は銀方思召に寄り、相當之直段を以、御身元に而御賣立、元利差引、餘銀御渡し被下候共、其儀は其節ニ御相談可仕義にて、

尤限月無遲滯御勘定相立、御損亡相懸不申諸事引受之一札に而重も立候もの連印を以、差入可申義に御座候間利足成丈け御引下げ御貸し出し方御承知被成下候は、右取引之節に混雜不仕様、且つ不取締等之義無之様御公儀様にも御届申上正路之取計可仕義に御座候間』云々とあつて、別に銀方を依頼して、絹を賣捌き元利計算をなし、または銀方が相當の直段にて賣却して、元利計算をするものであるが、然し果して何處に銀方を求めんとするものであるかは、明かでない。

然るに同九月の「乍恐奉願口上書」では、多少之と異つて、『此度私共織屋之内爲重者申談仕法方之義存付き候は、日々織屋共方に而織立候絹、中買方に持込相當之直段に賣捌出來候分は格別、其餘不引合之絹手元に持貯へ兼候ものは前書定日之節に織屋共之内爲重者立會絹品を見改正路之直段を相立、六ヶ月限り右絹引當に相預り、利安に而代銀貸遣し置、相當之直段に相成候節賣拂候様爲致候は、賣損も相立不申、(略中)何分織屋共數百軒之義に付、右定日之節爲重者方に絹持寄り居候様之義に而者不都合之義も在之候に付、則、寺之内大宮西入町松屋新九郎借屋を絹預り所として借り受、右定日爲重もの立會諸絹相預り、銀子貸遣申度、尤右に事寄せ私欲ケ間敷不實之取計直切不仕西陣一同之爲方に付正路之取引可仕義に御座候間、何卒御慈悲に右預り所之義御免被爲成下候様此段奉願上候』とあつて、別に會所を設けてその事務を取扱ふのみならず、資金の融通も機業家中の有力者が自ら行はんとするものゝ如くに見える。かくの如きことが果して

可能であらうか。またこの口上書が奉行所に提出され、且許可されたものであるか否かも明かでない。當時の事情から考ふれば、恐らくは、かゝる計畫が行はれたゞけのことであつて、實現はし得なかつたものではなからうかと思はれる。然し單に計畫だけとして考へて見ても、かゝる計畫が起るに至つたことは、即ち機業家が非常なる窮況に陥つて居り、局面展開の方法を講せねばならぬ状態に立ち到つて居たことを示すには充分であらう。

その後、慶應三年に至つて御寮織物司、高機八組年行事、西機織屋年行事、即ち全西陣から再び絹賣捌所の計畫が起さるるに至つたのであるが、その目的とする所は對仲買關係ではなく、寧ろ職工徒弟等の救済に在るが如くである。當時糸價甚だ騰貴し米價も高直なりしたため困窮するもの多く「格別高直之生糸を以織立候絹に御座候故、中には他之損失を不厭眼前之利徳を貪り候者も有之、銘々勝手儘に直段引上候様相成、重々難相濟心底に御座候(略中)、此姿に而取締無之候而は追々に小前難繼之者多分に相成、御當地名産織物出來方無數、左候へば折角交易御赦免被成下候所詮も無御座候に付」西陣織物の價格を維持し難澁者を救済するため、これが資金を得る目的にて絹賣捌所を設立し、西陣全體の一日の平均生産高を二千兩とし、一兩に一匁を積立つるならば、一年に約七百貫目となり、その内二百五十貫目は冥加上納し、二百貫目は絹賣捌所經費に充て残り二百五十貫目を職工徒弟等の救済費に充てんとこの計畫であつた。而して和糸問屋、同絹問

屋、糸仲買絹仲買及び織屋のもの二十人程日々賣捌所に詰かけ織物の販賣に従ひ、五日目毎に役人の見分を乞ひ、公儀よりこの絹賣捌所を設立すべきことを命ぜられたといふ意見であつた。

この絹賣捌所も勿論計畫だけに過ぎぬものゝ如くであるが、安政以來かくの如き取引改正の企てがあつたことは、舊來の取引方法では満足し得られざりしことを示すと共に、織屋職工徒弟などの窮迫せる状態にあつたことを示すものといふことが出来る。明治維新の後、西陣織物産會社が設立せられて、市場取引なる新方法が採用されたことは、直接この絹賣捌所の計畫と連絡あるにあらずとするも、徒らなる舊物破壊の一般的信念に基くのみではなく、舊來の取引方法の弊を認めて、之れを改善せざる可らずとの考もあつてのことであらうと考へられる。

六

以上私は天保改革以後の西陣について二三の方面から之を觀察した。西陣は徳川時代の後半期に於て、他の機業地の勃興に壓せられ、保守退嬰を事として居たのであるが、天保の改革以後は衰頽益々甚しく僅かに餘喘を保てるのみに過ぎなかつた。處がその西陣が明治の新時代に入つては、卒先して新なる方面に努力を重ねて、機業界における明治文化の先驅をなせしことは大に注意すべき事といはねばならぬ。¹⁾

1) 拙著、經濟史研究580—592頁